

○宮崎市上下水道局料金課所管有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道メーター検針時に水道使用者に配付する「ご使用水量のお知らせ」(以下「検針票」という。)への有料広告物(以下「広告」という。)の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、検針票の余白を有効活用し、新たな財源確保を目的とするものである。

(広告の掲載場所)

第2条 広告を掲載できる場所は、検針票の裏面とする。

(広告の基準等)

第3条 宮崎市上下水道局広告事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)を準用するものとする。
2 前号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと宮崎市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認めるものは掲載できない。

(掲載期間及び募集期間)

第4条 広告の掲載期間及び募集期間は次のとおりとする。

また、複数年の申し込みがあった場合は、この限りではない。

掲載期間	4月検針分～翌年3月検針分(1年間)最大3年間契約可能
募集期間	掲載期間の前年7月上旬頃～同年の8月末頃(2か月)

(広告料)

第5条 1年間あたりの広告の掲載料金(以下「広告料」という。)は、次表に掲げる金額に、消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた金額とする。

色数	1年契約の最低価格	2年契約の最低価格	3年契約の最低価格
単色	500,000円	800,000円	1,200,000円
2色	530,000円	860,000円	1,290,000円

(募集方法)

第6条 管理者は、広告掲載希望者を宮崎市上下水道局(以下「局」という。)ホームページ等への掲載及びその他適当な方法により募集するものとする。ただし、管理者の判断により募集を中断することができる。

(申込)

第7条 広告掲載希望者は、第4条に定める募集期間内に宮崎市上下水道局有料広告掲載申込書(様式第1号)及び同意書(様式第2号)に必要事項を記入し、原稿を添えて申込みを行うものとする。

る。

また、宮崎市税、水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について、3月以内に交付された納付済証明書及び様式第1号に記載のある添付書類を添えて申込むこととする。

2 申込みは1年間を単位とする。

3 申込みを取り下げの場合は、宮崎市上下水道局有料広告掲載申込取下届（様式第3号）を提出するものとする。ただし、契約締結後は、申込みを取り下げることができないものとする。

（審査会等）

第8条 審査会の設置、組織及び会議等については、実施要綱の第13条を準用する。

（決定）

第9条 管理者は、審査会の結果に基づき、掲載する広告を決定する。

2 複数から応募があれば、契約年数、応札価格、実施要綱の別表1の優先順により広告主を決定する。

3 前2項の規定によっても広告主を決定できないときは、抽選により広告主を決定する。

4 管理者は、前項の決定をしたときは、結果を広告掲載希望者へ宮崎市上下水道局有料広告掲載決定通知書（様式第4号）又は、宮崎市上下水道局有料広告非掲載決定通知書（様式第5号）を通知し、当該掲載期間の広告募集を締め切るものとする。

（契約）

第10条 管理者と前条の宮崎市上下水道局有料広告掲載決定通知書（様式第4号）を受けた広告掲載希望者は、契約書により契約を締結する。

2 契約締結後、広告主（前項の契約を締結した者をいう。）は、第6条の規定による広告料を管理者の請求を受けた日から14日以内に支払うものとする。

（履行報告）

第11条 管理者は、広告掲載期間中の検針票配付枚数を宮崎市上下水道局有料広告掲載履行報告書（様式第6号）により広告主に報告する。

（広告掲載の中止）

第12条 広告主は、契約締結後において、広告の掲載を中止することはできない。

（契約の解除等）

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（1）広告主が第5条の規定による広告料を指定期限内に納入しないとき。

（2）広告主が法令等に違反したとき。

（3）申込みの内容に虚偽が認められたとき。

（4）広告主が局の信用を失墜するような行為を行ったとき。

（5）広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

- (6) 局の業務上やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 前項の規定（第6号を除く。）により契約を解除した場合において、広告主が損害を受けることがあっても、管理者はその責を負わない。
 - 3 管理者は、第1項の規定（第6号を除く。）により契約を解除した場合において、契約解除の理由が広告主の責めによるものであるときは、広告主に対してその解除により生じた損害の賠償を求めることができる。この場合において、その損害の賠償額は、管理者と広告主とが協議して定めるものとする。
 - 4 管理者が第1項第6号の規定により契約を解除した場合において、広告主が損害を受けた場合の賠償額は、管理者と広告主とが協議して定めるものとする。

(広告料の還付)

- 第14条 納入された広告料は、還付しない。ただし、次に該当する場合はこの限りではない。
- (1) 広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなったとき。
 - (2) 局の責めに帰さない事由により、検針票の配付ができなかったとき。
- 2 前項の規定により還付する広告料の額は、広告掲載予定回数のうち、広告の掲載または配付を行うことができなかった回数分の広告掲載料に相当する額とする。(端数が生じる場合は、千円未満切り捨てとする。)

(広告主の責務)

- 第15条 広告主は、掲載された広告についての一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
 - 3 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(広告掲載の付記事項等)

- 第16条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として、民間事業者の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項を注記するものとする。

(その他)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。